

野鳥を勝手に捕まえたり、飼うことは法律により禁止されています。

野鳥は、法律により保護されており、許可を受けずに捕獲することはできません。愛がん用として、捕獲や飼養を行おうとする場合は、許可や登録を受けていただく必要があります。
 なお、許可を受けずに、捕獲や飼養をした場合は、

捕獲:100万円以下の罰金又は1年以下の懲役 飼養:50万円以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役

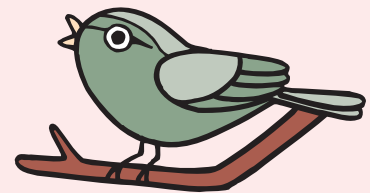
に処せられることがあります。

メジロを飼養する場合は下記の手続きが必要となります。役場で申請の受付を行っています。

捕獲許可申請→審査→許可証交付→捕獲→飼養登録申請→登録票交付→更新

(申請により、登録票を更新することができます。)

1. 捕獲飼養許可の対象となる鳥名
メジロのみ (平成19年4月1日から「ホオジロ」は捕獲することができなくなりましたので注意してください。)
2. 捕獲できる羽数
1世帯に1羽
3. 捕獲許可期間
7月15日から翌年2月末日の間で最長1ヶ月間
4. 捕獲禁止場所
鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園、社寺境内、墓地等
5. 飼養登録申請に必要な書類
捕獲した鳥、印鑑、手数料 (3,400円)、捕獲許可証
6. 飼養登録の更新に必要な書類
飼養している鳥、印鑑、手数料 (3,400円)、飼養登録票
7. 飼養登録の有効期間
登録の日から1年間



<お問い合わせ先> 産業振興課 ☎22-3034
産業建設課 ☎25-2511

次代を担う青少年が、心身ともに健全に成長することは、県民すべての願いです。
 しかしながら、青少年を取り巻く現状は、核家族化・少子化の進行や地域社会の連帯感の希薄化、有害情報の氾濫など大きく変化し、青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼしており、青少年による凶悪事件の発生や、児童虐待、出会い系サイト等による青少年が被害となる事件の発生など、青少年が直面する問題は深刻化しています。
 そこで、夏休み期間を中心に家庭・学校・職場・地域等が一体となって、青少年の健全育成と非行防止対策等に取り組み、

教育課よりお知らせ

平成20年度 夏の「郷土に学び・育む青少年運動」

教育課 (生涯学習チーム) 電話 22-0517

心身ともにたくましい青少年を育てようとするのが本運動の趣旨です。
 町民の皆様のあたたかい御理解と御協力をお願いいたします。



第3土曜日は

「青少年育成の日」

第3日曜日は

「家庭の日」